

平成25年（行ウ）第13号 玄海原子力発電所3号機，4号機運転停止命令義務
付け請求事件

判決言渡日：令和3年3月12日

佐賀地方裁判所：裁判長裁判官・達野ゆき，裁判官・田辺暁志，裁判官・野口宏明

判 決 骨 子

九州電力株式会社は，玄海原子力発電所3号機及び4号機に係る発電用原子炉設置変更許可の申請をした。原子力規制委員会は，その申請が原子炉等規制法*所定の基準に適合していると認め，上記各号機に係る発電用原子炉設置変更許可処分をした。

上記申請に係る基準地震動の策定等，火山の影響による損傷の防止，重大事故等の拡大の防止等のうち格納容器破損防止対策，原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための設備及び発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備について，上記基準に適合するとした原子力規制委員会の審査及び判断に不合理な点があるとは認められない。

したがって，原子力規制委員会の上記許可処分が違法であるとは認められない。

以上

* 核原料物質，核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律

平成25年（行ウ）第13号 玄海原子力発電所3号機，4号機運転停止命令義務
付け請求事件

判決言渡日：令和3年3月12日

佐賀地方裁判所：裁判長裁判官・達野ゆき，裁判官・田辺暁志，裁判官・野口宏明

判 決 要 旨

1 主文（要旨）

一部の原告らの訴えをいずれも却下する。

その余の原告らの請求をいずれも棄却する。

2 事案の概要等

(1) 事案の概要

九州電力株式会社（被告参加人）は，玄海原子力発電所3号機及び4号機（以下「本件各号機」という。）に係る発電用原子炉設置変更許可の申請（以下「本件申請」という。）をした。原子力規制委員会は，平成29年1月18日付けで本件各号機に係る発電用原子炉設置変更許可処分（以下「本件処分」という。）をした。

本件は，原告らが，本件各号機に係る発電用原子炉及びその附属施設（以下「本件各原子炉施設」という。）は設置許可基準規則¹で定める基準に適合しておらず，原子炉等規制法²43条の3の6第1項4号の基準に適合していないため違法であるとして，本件処分の取消しを求める事案である。

(2) 争点

本件の争点は，①原告適格の有無，②設置許可基準規則4条3項（基準地震動関係等）適合性の有無，③設置許可基準規則6条1項（火山の影響に係る部分）適合性の有無，④設置許可基準規則37条2項，51条及び55条（重大事故等の拡大の防止等のうち原子炉格納容器の破損及び工場等外への放射性物

¹ 実用発電用原子炉及びその附属施設の位置，構造及び設備の基準に関する規則

² 核原料物質，核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律

質の異常な水準の放出の防止関係、原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備関係並びに工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備関係) 適合性の有無である。

3 裁判所の判断の概要

(1) 争点①について

発電用原子炉の周辺に居住し、発電用原子炉の事故等をもたらす災害により生命、身体、財産等に直接的かつ重大な被害を受けることが想定される範囲の住民は、発電用原子炉設置変更許可処分取消しを求めるにつき法律上の利益を有する者として、その取消訴訟における原告適格を有するというべきである(もんじゅ最高裁判決³参照)。

原告らのうち、本件各号機の周辺に居住し、本件各号機に関し、上記のような被害を受けることが想定される範囲の住民は、本件処分の取消訴訟における原告適格を有すると認められる。一方、そうでない原告らには原告適格が認められないので、その訴えは不適法である。

(2) 発電用原子炉設置変更許可処分取消訴訟における審理・判断の方法について

原子力規制委員会による原子炉等規制法43条の3の8第2項、43条の3の6第1項2号(技術的能力に係る部分に限る。)、3号及び4号に規定する基準の適合性の判断の適否が争われる発電用原子炉設置変更許可処分の取消訴訟における裁判所の審理及び判断は、原子力規制委員会の専門技術的な審査及び判断に不合理な点があるか否かという観点から行われるべきであって、現在の科学技術水準に照らし、上記審査において用いられた具体的審査基準に不合理な点があり、又は、当該発電用原子炉施設が上記具体的審査基準に適合するとした原子力規制委員会の審査及び判断の過程に看過し難い過誤、欠落があると認められる場合には、原子力規制委員会の上記審査及び判断に不合理な点があるものとして、上記審査及び判断に基づく発電用原子炉設置変更許可処分は

³ 最高裁平成4年9月22日第三小法廷判決・民集46巻6号571頁

違法と解すべきである（伊方原発最高裁判決⁴参照）。

(3) 争点②について

ア 具体的審査基準の不合理な点の有無

地震に関する新規制基準は、専門家による検討の結果として平成18年9月に改訂された発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針等を踏まえ、東北地方太平洋沖地震及び福島第一原発事故の発生を受けて、更に専門家による検討結果等を踏まえて策定されたものであり、専門的知見に基づいたものである。しかも、意見公募手続を経ている。このような策定過程は、基準地震動に係る具体的審査基準である設置許可基準規則、設置許可基準規則解釈⁵、地質審査ガイド⁶及び地震動審査ガイド⁷が専門的知見を踏まえた合理的なものであることを裏付けるものといえる。新規制基準を策定したのは、原子力利用における安全の確保に関して高度の専門性を有する合議制の機関として設置された原子力規制委員会であり、このような策定主体の性格もまた、具体的審査基準が専門的知見を踏まえた合理的なものであることを裏付けるものといえる。

具体的審査基準の内容は、原子力発電所の仕組みや地震動の特性等を踏まえつつ、最新の科学的・技術的知見を取り入れたものとなっており、また、基準地震動の策定において、最新の科学的・技術的知見を踏まえた手法に基づき、各種の不確かさを考慮するなどして保守的ないし安全側に、調査や評価等を行うことを求めている。したがって、具体的審査基準の内容は、原子炉等規制法等の趣旨を踏まえた合理的なものになっているといえる。なお、地震動審査ガイドが考慮すべき最新の研究成果の一つの例として地震調査研究推進本部による「震源断層を特定した地震の強震動予測手法」を挙げてい

⁴ 最高裁平成4年10月29日第一小法廷判決・民集46巻7号1174頁

⁵ 実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈

⁶ 敷地内及び敷地周辺の地質・地質構造調査に係る審査ガイド

⁷ 基準地震動及び耐震設計方針に係る審査ガイド

ることは、同本部等の設置目的や組織の内容等を踏まえれば、合理的である。

以上によれば、具体的審査基準に不合理な点があるとは認められない。

イ 具体的審査基準適合性に係る原子力規制委員会の審査及び判断の過程の看過し難い過誤、欠落の有無

本件申請のうち基準地震動に係る部分について、原子力規制委員会は、九州電力株式会社の申請内容を綿密に検討した上で、設置許可基準規則解釈に適合していること並びに地質審査ガイド及び地震動審査ガイドを踏まえていることを確認した。

また、原子力規制委員会が、科学的・技術的意見の募集を実施した上で、審査書を作成したこと、審査をした主体が前記アの性格を有する原子力規制委員会であることは、原子力規制委員会の審査及び判断が合理的であることを裏付けるものといえる。

したがって、基準地震動に関し、本件申請の内容が具体的審査基準に適合するとした原子力規制委員会の審査及び判断の過程に看過し難い過誤、欠落があるとは認められない。

(4) 争点③について

ア 具体的審査基準の不合理な点の有無

火山の影響による損傷の防止に係る具体的審査基準のうち設置許可基準規則及び設置許可基準規則解釈は、想定される自然現象の一つとして火山の影響を挙げており、合理的といえる。また、これらの策定の主体及び過程は、これらが合理的であることを裏付けるものといえる。

具体的審査基準のうち火山ガイド⁸は、その策定の過程及び主体が、専門的知見を踏まえた合理的なものであることを裏付けるといえる。また、火山ガイドの内容に不合理な点は見当たらない。発電用原子炉に関する規制において、過去に巨大噴火があった火山とそうでない火山とを区別し、過去に巨

⁸ 原子力発電所の火山影響評価ガイド

大噴火があった火山については、「基本的な考え方について」⁹のとおり、リスク評価とリスク管理を伴う火山影響評価を行うことは、本件処分の根拠法規である原子炉等規制法及び設置許可基準規則等の趣旨に反する不合理なものであるとはいえない。

したがって、具体的審査基準に不合理な点があるとは認められない。

イ 具体的審査基準適合性に係る原子力規制委員会の審査及び判断の過程の看過し難い過誤、欠落の有無

本件申請のうち火山の影響による損傷の防止に係る部分について、原子力規制委員会は、九州電力株式会社の申請内容を綿密に検討した上で、設置許可基準規則、設置許可基準規則解釈及び火山ガイドを踏まえていることを確認した。

上記の申請及び審査において、九州地方にある五つのカルデラについては、九州電力株式会社において、現在の噴火ステージにおける既往最大規模の噴火を考慮して、本件各原子炉施設の運用期間における火山活動に関する個別評価を実施し、原子力規制委員会において、当該評価を妥当と判断した。これは、上記のカルデラの本件各原子炉施設の運用期間中の破局的噴火の発生について、九州電力株式会社がこれを十分に小さいと評価し、原子力規制委員会が、その評価が妥当であると判断したことを前提とする。カルデラの破局的噴火の発生に関し、現在の火山学の限界や地下深くのマグマの状況の把握の困難性等から不確実な点は残るため、正確な評価をすることは困難な面があることを踏まえても、九州電力株式会社による評価は、相応の根拠に基づきされているといえ、不合理であるとはいえず、原子力規制委員会が、その評価が妥当であると判断したことについても、不合理であるとはいえない。

また、前記(3)イと同様、科学的・技術的意見の募集の実施、審査の主体の

⁹ 原子力規制庁「原子力発電所の火山影響評価ガイドにおける「設計対応不可能な火山事象を伴う火山活動の評価」に関する基本的な考え方について」（平成30年3月7日）

性格は、原子力規制委員会の審査及び判断が合理的であることを裏付けるものといえる。

したがって、火山の影響による損傷の防止に関し、本件申請の内容が具体的審査基準に適合するとした原子力規制委員会の審査及び判断の過程に看過し難い過誤、欠落があるとは認められない。

(5) 争点④について

ア 具体的審査基準の不合理な点の有無

福島第一原発事故の発生を受けて、重大事故等対策が原子炉等規制法において新たに法的規制の要求事項とされたところ、重大事故等対策に関する新規制基準は、専門的知見を踏まえ、福島第一原発事故の教訓及び海外における規制等を勘案して策定され、意見公募手続を経ている。このような策定過程は、重大事故等の拡大の防止等のうち格納容器破損防止対策、原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備及び発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備に係る具体的審査基準である設置許可基準規則、設置許可基準規則解釈及び有効性評価ガイド¹⁰が専門的知見を踏まえた合理的なものであることを裏付けるものといえる。前記(3)アと同様、新規制基準の策定主体の性格もまた、具体的審査基準が専門的知見を踏まえた合理的なものであることを裏付けるものといえる。

具体的審査基準の内容は、原子炉等規制法において重大事故等対策が規制対象とされた趣旨を踏まえた合理的なものといえる。

したがって、具体的審査基準に不合理な点があるとは認められない。

イ 具体的審査基準適合性に係る原子力規制委員会の審査及び判断の過程の看過し難い過誤、欠落の有無

原子力規制委員会は、九州電力株式会社の申請内容を綿密に検討した上で、

¹⁰ 実用発電用原子炉に係る炉心損傷防止対策及び格納容器破損防止対策の有効性評価に関する審査ガイド

①重大事故等の拡大の防止等のうち格納容器破損防止対策について、事故の想定、有効性評価の結果及び格納容器破損防止対策等の項目の審査を行い、九州電力株式会社が有効性評価に用いた解析コードについて、その適用性を確認し、各項目について、本件申請の内容を確認した結果、設置許可基準規則に適合すると判断するなどし、②原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するために九州電力株式会社が計画する設備等が、設置許可基準規則等における各々の要求事項に対応していること等から、設置許可基準規則等に適合すると判断し、③炉心の著しい損傷等に至った場合において発電所外への放射性物質の拡散を抑制するために九州電力株式会社が計画する設備等が、設置許可基準規則等における各々の要求事項に対応していること等から、設置許可基準規則等に適合すると判断したところ、その審査及び判断の過程に看過し難い過誤、欠落があるとは認められない。

また、前記(3)イと同様、科学的・技術的意見の募集の実施、審査の主体の性格は、原子力規制委員会の審査及び判断が合理的であることを裏付けるものといえる。

したがって、重大事故等の拡大の防止等のうち格納容器破損防止対策、原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備及び発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備に関し、本件申請の内容が具体的審査基準に適合するとした原子力規制委員会の審査及び判断の過程に看過し難い過誤、欠落があるとは認められない。

(6) 結論

以上によれば、原告らの主張立証を検討しても、原子力規制委員会の審査及び判断に不合理な点があるとは認められず、本件処分が違法であるとは認められない。

以上